

障害者等の軽自動車税を減免します

障害のある方の社会参加を積極的に支援するため、軽自動車税の減免を行います。

- 申請場所 市庁舎本館市民税課、各総合支所税務課
- 申請期限 5月24日(水)

■注意事項

障害の種類や等級、自動車の使用目的・所有者などで、減免の条件が異なります。詳しくは、広報4月号20ページをご覧ください。次の担当課へお問い合わせください。

■問合せ

○市庁舎別館社会福祉課
障害者福祉係

(内線2325)

○東予総合支所福祉課

社会福祉係 (内線131)

○丹原総合支所福祉課

社会福祉・援護係

(内線210)

○小松総合支所福祉課

社会福祉・援護係

(内線124)

自動車税・軽自動車税の出張収納窓口を開設します

西条地方局と市が共同で出張収納窓口を開設し、平成18年度の自動車税と軽自動車税

の納付を受け付けます。

日ごろ仕事などで忙しいため、金融機関などでの納付が困難な方は、お気軽にご利用ください。

■開設場所 フジグラン西条

(新田235)

■開設期日 5月20日(土)・21日(日)・27日(土)・28日(日)

■開設時間 9時～18時

※5月中旬に納税通知書を納税者へ郵送しますので、当日に持参してください。

■納付についての問合せ

○自動車税について

西条地方局税務課

Tel 0897-56-1300

○軽自動車税について

市庁舎本館納税課

税務管理係(内線2282)

■下水道受益者負担金・分担金の納期(旧西条市分)

5月は下水道に係る受益者負担金・分担金の納期です。

最寄りの金融機関で納めてください。

■対象の納期限

○旧西条市賦課分

第1期 5月31日(水)

■問合せ

市庁舎本館下水道業務課

下水道業務係

(内線2825)

5月の市税ごよみ

19日 固定資産税第1期分の督促状の発送

31日 軽自動車税全期分の納期限

※督促状1通につき100円

の督促料と延滞金をいただきます。

■農地法の規定による許可申請等の提出期限を定めました

農地法の規定による、第3条・第4条・第5条許可申請書と、利用権設定関係書類の提出期限を定めました。

■提出期限

原則として、毎月15日の17時まで(提出期限日が土・日曜日、祝日の場合は、その前の開庁日となります)

※期限内に提出しても、明らかに不備などがある場合は受理できません。

■提出先 市庁舎別館農業委員会(内線5522)、各総合支所農業委員会分室で受け付けています。

農地法第3・4・5条許可申請書利用権設定関係書類の提出期限は毎月15日17時まで

農地法

第3・4・5条許可申請書

利用権設定関係書類の提出期限は

毎月15日17時まで



公益通報者保護制度がスタート

通報窓口を設置しました

公益通報者保護法の概要

公益通報者保護法は、次のようなことを定めています。

労働者が、事業者内部の一定の犯罪行為やその他の法令違反行為(最終的に刑罰が規定されているもの)について、

- ① 事業者内部
- ② 行政機関
- ③ その他の事業者外部

のいずれかに対し、通報先に応じた保護要件を満たした通報を行った場合

- 公益通報者に対する解雇の無効、その他不利益な取り扱いの禁止
- 公益通報を受けた事業者や行政機関のとるべき措置

権限を有する行政機関としての市の取り組み

事業者などの法令遵守違反を通報した労働者の保護を図り、事業者のコンプライアンス(法令遵守)経営を強化するため、公益通報者保護法が4月から施行されました。

通報の対象となる法令違反行為について、市は法的な権限に基づく勧告や命令を行うことができる分野についての通報先となります。

**通報窓口：市庁舎本館3階
総務課文書法制係**

電話番号：0897-56-5151 内線2124

受付時間：8時30分～17時15分

※土・日曜日、祝日、年末年始等を除きます。

※市の権限に属しない通報

通報を受けた内容が、市の権限に属しないものである場合、通報を受理した後に市の権限でないことが明らかとなった場合は、公益通報者に対し、その権限を有する行政機関等を連絡します。